

令和3年（1～12月）にさいたま市内で発生した食中毒事件

	発生月	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	5月	437	178	不明	病原大腸菌	寄宿舍
2	6月	2	1	不明	アニサキス	不明
3	6月	3	1	原因施設で提供又は販売された調理品	アニサキス	飲食店
4	7月	7	3	原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
5	9月	1	1	不明	アニサキス	不明

<参考> 令和2年

	発生月	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	2月	3	1	自宅で調理したしめ鯖	アニサキス	家庭
2	3月	2	1	原因施設で販売した刺身	アニサキス	魚介類販売店

公表年月	令和3年6月3日(木)
処分内容	さいたま市保健所は、令和3年6月3日(木)、北区の飲食店に対し、営業停止3日間の行政処分を行いました。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和3年5月31日(月)、市内事業所からさいたま市保健所に「職員寮の食堂を利用した複数の者が下痢や腹痛等の症状を呈している。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所が調査したところ、寮生437名のうち178名が、5月27日(木)から5月31日(月)にかけて下痢、腹痛を発症していたことが判明しました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該食堂で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定し、当該食堂を運営する委託業者の営業停止処分を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 発症者全員の共通食が、当該食堂で提供された食事に限られること。</li><li>(2) 先行する嘔吐事例など、感染症を示唆する事例が確認されなかったこと。</li><li>(3) 発症者は、下痢、腹痛を呈しており、患者の発症時間に一峰性が見られたこと。</li><li>(4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</li></ul>
初発年月日	令和3年5月27日(木)
患者者等の状況	患者178名(男性125名、女性53名)(受診13名) 患者の主な症状 下痢、腹痛
原因物質	その他の病原大腸菌
原因食品	不明

公表年月	令和3年7月3日(土)
処分内容	さいたま市保健所は、令和3年7月3日(土)、大宮区の飲食店に対し、営業停止1日間の行政処分を行いました。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和3年7月2日(金)、宮城県からさいたま市に「7月1日、宮城県在住者から居住地管轄の保健所に「医療機関を受診したところ、アニサキスが抽出された。食中毒が疑われる。」との届出があった。保健所が調査をしたところ、患者は、さいたま市内の飲食店で6月27日(日)に食事をし、また、その際当該施設で購入した調理品を翌28日(月)に喫食しており、同日午後8時頃から体調不良を呈していた。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定し、当該施設の営業停止処分を行いました。</p> <p>(1) アニサキス食中毒の潜伏期間における発症者の喫食状況を確認したところ、生鮮魚介類を含む食事が、当該施設で提供及び販売された調理品に限られたこと。</p> <p>(2) 発症者からアニサキスが抽出されたこと。</p> <p>(3) 発症者の潜伏期間、症状等の疫学的事項がアニサキスによる食中毒と一致したこと。</p> <p>(4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</p>
初発年月日	令和3年6月28日(月)午後8時
患者者等の状況	患者1名(女性)(病院受診あり) 患者の主な症状 腹痛等
原因物質	アニサキス
原因食品	令和3年6月27日に当該施設で提供又は販売された調理品(刺身、寿司等)

事例 4

公表年月日	令和3年7月20日(火)
処分内容	さいたま市保健所は、令和3年7月20日(火)、大宮区の飲食店に対し、営業停止3日間の行政処分を行いました。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和3年7月15日(木)、市民からさいたま市保健所に「7月9日(金)に当該飲食店を利用したところ、同行者数名が体調不良を呈している。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所が調査したところ、1グループ7名のうち3名が、7月12日(月)午後8時から14日(水)午前5時にかけて、腹痛、下痢、発熱等を発症していたことが判明しました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該飲食店で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定し、当該飲食店の営業停止処分を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発症者全員の共通食が、当該飲食店で提供された食事に限られること。</li> <li>(2) 発症者2名の便からカンピロバクターが検出されたこと。</li> <li>(3) 発症者の潜伏期間、症状等の疫学的事項がカンピロバクターによる食中毒症状と一致していたこと。</li> <li>(4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</li> </ul>
初発年月日	令和3年7月12日(月)午後8時
患者等の状況	患者3名(男性2名、女性1名)(受診3名) 患者の主な症状 腹痛、下痢、発熱
原因物質	カンピロバクター
原因食品	令和3年7月9日に当該飲食店で提供された食事